【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（特定有価証券の範囲）

**第二条の十三**　法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（以下この章において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第八号、第十三号及び第十五号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（有価証券信託受益証券を除く。）

四　法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券

五　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

六　有価証券信託受益証券（前各号に掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

七　法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等（第一条の三の四に規定する債権を除く。）

八　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第二条の十三**　法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（以下この章において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号、第八号、第十三号及び第十五号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（有価証券信託受益証券を除く。）

四　法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券

五　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

六　有価証券信託受益証券（前各号に掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

七　法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等（第一条の三の四に規定する債権を除く。）

八　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

二の二　法第二条第一項第七号の五に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成19年7月13日 政令第208号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

二の二　法第二条第一項第七号の五に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

（二の二　新設）

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成17年7月29日 政令第269号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

（四　新設）

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法　に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第二条第七項に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第二条第七項に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第二条第七項に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして総理府令で定めるもの

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第二条第七項に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして総理府令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第二条第七項に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして大蔵省令で定めるもの

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第二条第七項に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして大蔵省令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第二条第七項に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち証券投資信託の受益証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして大蔵省令で定めるもの

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第二条第七項に規定する特定約束手形に限る。）

二　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち証券投資信託の受益証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして大蔵省令で定めるもの

（改正前）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

（一　新設）

一　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち証券投資信託の受益証券の性質を有するもの

二　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

三　前二号に掲げるものに準ずるものとして大蔵省令で定めるもの

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（特定有価証券の範囲）

**第三条の四**　法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち証券投資信託の受益証券の性質を有するもの

二　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利

三　前二号に掲げるものに準ずるものとして大蔵省令で定めるもの

（改正前）

（新設）